

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		施設及び設備の利用許可、変更許可
根拠法令及び条項		新座市スポーツ施設条例第5条第1項 施設等を利用しようとするものは、管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。
所管部課係名		教育総務部生涯学習スポーツ課スポーツ・青少年係
審査基準	関係条項	第5条(第2項) 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。 (1) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) スポーツ施設の管理及び運営上支障があると認められるとき。 第5条(第3項) 管理者は、第1項の許可をする場合において当該許可に係る利用について必要な条件を付け、又は必要の都度利用に関する指示をすることができる。
	基準 (未設定の場合はその理由)	次の場合は、利用及び変更の許可をしない。 (1) 不正な手段によって許可を受けようとするとき。 (2) 営利行為その他これに類する行為を目的として許可を受けようとするとき。 (3) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用をしようとするとき。 (4) 指定暴力団等その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがあるとき、又その団体の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行為をとることを助長するおそれがあるとき。 (5) 過去において第5条の利用権の譲渡等をおこなった団体又は第9条の賠償責任の義務を負わなかった団体 (6) スポーツ・レクリエーション活動以外の目的で使用するとき。 (7) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 (8) その他上記(1)～(7)に準じると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)